



AZ/TOKUSHIMA

令和7年度徳島県 地域医療構想調整会議（合同開催）	参考 資料
令和8年3月9日	

# 外来医療計画に係る届出の状況について

徳島県保健福祉部医療政策課

# 徳島県外来医療計画の概要

## 根拠（医療法第30条の4）

○医療計画に定める事項に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を追加

## 主な内容

○外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域の確認

	外来医師偏在指標	区域区分
徳島県	134.6	4位/47都道府県
東部	146.9	外来医師多数区域
南部	103.3	
西部	117.8	外来医師多数区域

・外来医師偏在指標は、一定の算定式により、診療所医師の多寡を相対的に示すものであり、指標自体が診療所医師の充足状況を表すものではない。

・全国平均値：112.2  
(多数区域：108.0以上)

○外来医師多数区域における新規開業者に求める不足する外来医療機能

○医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療及びマンモグラフィ）の共同利用

## 計画期間

令和6年度（2024年4月1日）から令和11年度（2030年3月31日）までの6年間

# 地域医療構想調整会議（協議の場）における確認事項

## 外来医療機能

- 外来医師多数区域（東部・西部）における、新規開業者に対して、「地域で不足する外来医療機能」（「初期救急医療」、「在宅医療」、「公衆衛生」）を担うことについて、開設届において報告を求め、協議の場において合意の状況を確認
- 合意がない場合、拒否する場合等には、協議の場への出席要請を行い、理由の説明を求める。

## 医療機器の共同利用計画

- 共同利用計画及び共同利用に関する規程、保守点検計画については、対象医療機器の設置後10日以内に、各保健所宛てに提出することとする
- 保健所は、共同利用計画及び共同利用に関する規程、保守点検計画及び医療法に基づく医療機器の設置届等により、医療機器の安全管理に係る体制並びに診療用放射線の安全管理に係る体制について確認するものとする
- 協議の場では、共同利用計画により、共同利用方針（共同利用を行わない場合は共同利用を行わない理由）について確認するものとする

# 報告内容

## 外来医療機能

番号	医療機関名	圏域	所在地	開業日	届出内容
1	永尾醫院	西部	美馬郡つるぎ町貞光 字大須賀66番地2	R7.11.1	在宅医療（訪問診療・往診）の実施 公衆衛生（学校医・産業医・予防接種等への協力）の実施
2	山下内科・呼吸器科	西部	三好郡東みよし町昼間 1494-1	R7.11.4	初期救急（在宅当番医・夜間休日急病センターへの参加）の実施 公衆衛生（学校医・産業医・予防接種等への協力）の実施

## 医療機器の共同利用計画

番号	医療機関名	圏域	所在地	内容	機器設置日	届出内容
1	坂本内科呼吸器クリニック	南部	小松島市前原町字東 37番1	マルチスライスCT（16列以上64列未満）の設置	R8.1.1	共同利用を行う 相手方：今後検討